三　第二条の十七第一項、第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の三（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第九十九条第二項又は第九十九条の十一の規定による命令をしようとするとき。

四　第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十一第一項又は第九十九条の七第一項の規定による許可をしようとするとき。

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六　第十五条第二項又は第二十七条の八第二項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

七　第十六条第二項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

八　第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

九　第二十条第二項ただし書又は第二十一条第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

十　第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするとき。

十一　第二十九条第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十二　第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

十三　第九十九条の十二の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第六十六条の十一第一項及び第六十六条の十二第一項中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第七項」に改める。

第一条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の十六」に、「第五章」を「第六章」に改め、同法第九十六条の次に章名を付する改正規定中「第六章」を「第七章」に改め、同法第百条の前に十一条及び章名を加える改正規定中「第七章」を「第八章」に改め、同法第百五条の改正規定の次に次のように加える。

第百六条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改め、同条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第一条のうち、電気事業法第百六条第七項及び第百七条第七項の改正規定中「第百六条第七項及び」を削り、同法第百十一条第一項の改正規定中「若しくは」を「又は」に改め、「特定電気事業者」の下に「の電気の供給」を加え、「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理」に改め、同法第百十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

第百十四条第一項及び第二項中「及び第五項」の下に「並びに同条第七項（卸電力取引所に係るものに限る。）」を加える。

第百十四条の二中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第一条のうち電気事業法第百十四条の次に章名を付する改正規定中「第百十四条」を「第百十四条の二」に、「第八章」を「第九章」に改める。

附則第一条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加え、同条に次の二号を加える。

四　附則第二十五条の十第四項の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の公布の日

五　附則第二十五条の四、第二十五条の五（附則第九条第一項及び第四項、第十条第二項及び第四項、第十一条第二項及び第四項並びに第二十条第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十七条の二十三、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「、第三十六条、第六十六条の十、第百十条並びに第百十四条第四項」に改める。

附則第二十一条第二項を削る。

附則第二十三条第三項中「並びに第三十四条」を「、第三十四条、第六十六条の十、第百十条並びに第百十四条第四項」に改める。

附則第二十五条の次に次の十条を加える。

（報告の徴収）

第二十五条の二　経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし登録特定送配電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（立入検査）

第二十五条の三　経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十三条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。